

介護職員等ベースアップ等支援加算（令和4年度計画書）

介護職員等ベースアップ等支援加算について、北海道及び小樽市に令和4年度計画書を提出しました。その概要をお知らせします。

1 介護職員等ベースアップ等支援加算

（1）制度の目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、臨時の介護報酬改定を行い、「介護職員等ベースアップ等支援加算」（以下、「ベースアップ等加算」という。）を新設し介護職員の賃金改善を行うもの。

令和4年2月から前倒しで実施されていた「介護職員処遇改善支援補助金」（以下、「処遇改善支援」という。）による賃金改善の措置が継続されたもの。

（2）加算額

1ヵ月の基本報酬と各種加算・減算を合計した単位数に、サービスに応じた加算率を掛けることで算定されます。特定施設入居者生活介護 加算率1.5% 複合型サービス 加算率1.7%
[ベースアップ等加算（収入見込額）]

	ベースアップ等加算	(参考) 処遇改善支援
	令和4年度計画 (R4年10月～R5年3月)	計画 (R4年2月～R4年9月)
特定施設入居者生活介護	925,986 円	1,260,664 円
複合型サービス	344,874 円	483,424 円
計	1,270,860 円	1,744,088 円

（3）取得要件

- ・ 処遇改善加算を取得していること
- ・ 賃上げ効果の継続に資するよう加算額の2/3は介護職員等ベースアップ等（※）に使用されていること（※）「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

（4）対象となる職種

- ・ 介護職員のほか、事業所の判断により他の職員に支給することも認められています。

（5）マイラシーク塩谷の支給方法

①各職種の支給月額（常勤換算1.0（週40時間勤務）の職員）

2月分から支給している処遇改善支援の支給額と同額です。

介護職員：5,000 円

直接処遇職員（看護師等）：3,000 円

その他職員（調理、事務職等）：2,500 円

②支給方法

正社員：令和4年4月1日に給与規程を改定（賃金テーブル（能力給）の金額をアップ）

嘱託社員及びパート社員：調整手当の中で支給

（6）その他

介護報酬での加算となるため、サービスを利用していただいている方から「重要事項説明書」の一部変更について同意をいただく必要があります。